

保医発第0523001号
平成18年5月23日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿
地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局医療課長

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等
について（通知）」の一部改正について

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正については、本日付け保発第0523001号をもって通知されたところであるが、これに伴い「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成11年10月20日保険発第138号）の一部を下記のとおり改正し、本年6月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 金属副子等加算について

別紙「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項」の第5その他の施術料の4その他の事項の(6)金属副子加算の項を次のとおり改める。

「(6) 金属副子等加算

- ア 金属副子等加算の対象となるのは、使用した固定部品が金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）である場合に限ること。
- イ 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に療養上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、整復料又は固定料の加算として算定できること。

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、次の基準により算定できるものであること。

- ① 大型金属副子等加算については、固定部位の範囲が1肢又はこれに順ずる範囲に及ぶ場合
- ② 中型金属副子等加算については、固定部位の範囲が半肢又はこれに順ずる範囲に及ぶ場合
- ③ 小型金属副子等加算については、固定部位の範囲が前記②に及ばない程度の場合

エ 金属副子等加算の所定金額には、金属副子等の費用及び包帯等の費用が含まれているものであること。」

2 施術録の記載・整備事項について

別添の1 施術録の記載項目の(4)負傷名の「第6の2の(1)によること。」を「第1から第5までにおいて算定対象となる負傷名を記載すること。」に改め、(10)施術明細の①の「金属副子」を「金属副子等」に改める。

また、様式参考例の「金属副子」を「金属副子等」に改める。